

裁 決 書

審査請求承継人

北九州市戸畑区千防1丁目1-1

処 分 庁 北九州市戸畑福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) から、平成19年3月29日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護開始決定処分(以下「本件処分甲」という。)に対する審査請求(以下「審査請求甲」という。)及び同年5月2日付けで提起のあった保護開始決定処分に対する審査請求(以下「審査請求乙」という。)について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する平成19年4月23日付け保護開始決定処分を取り消します。

審査請求甲を却下します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求甲及び乙の趣旨は、本件処分甲及び平成19年4月23日付け保護開始決定処分(以下「本件処分乙」という。)を取消し、平成19年1月29日付け保護開始を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 請求人は、平成19年1月29日入院したが、生活に困窮しており、医療費の支払いが困難なため、同日、内妻 [REDACTED] (請求人が平成19年6月12日死亡したため、審査請求甲及び審査請求乙を承継した。以下「承継人」という。) が処分庁に、「保護の申請に来た。申請させて下さい。申請書を下さい。」と何



度も訴え、保護の申請の意思を伝えた。同月30日に申請書を渡され、添付するように言われたその他の書類とあわせて同年2月2日に提出したところ、同日付けで保護開始となり、さらに審査請求甲提起後の同年4月23日に処分庁は同年1月30日付け保護開始に変更したが、保護申請の意思を表明したのは、同年1月29日である。

- 2 面接相談員より、国民健康保険の加入を勧められたが、以前請求人は国民健康保険に加入しようとした際、処分庁の国民健康保険課の窓口で保険料5万円を納めなければ加入できないと言われた経過があり、面接相談員にそのことを伝え、5万円が払えないため国民健康保険加入は困難であると訴えている。
- 3 面接相談員は平成19年1月29日の時点で、請求人世帯を要保護世帯とは認識していなかったのか。認識していたとすれば、面接相談業務として行うべき、申請意思の確認と申請手続きへの援助指導を行わなかったことが問題である。要保護世帯と認識していなかったとすれば、その根拠は何か。面接相談員は、当世帯には活用が困難な他法他施策の活用を機械的に勧めるにとどまり、保護申請手続につなごうとしなかった。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、審査請求甲及び審査請求乙の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 生活保護開始申請があったというためには、「単に申請者において申請意思を有していたというのみでは足りず、申請者において申請の表示行為を行う必要がある」（大阪高等裁判所 平成13年（行コ）第28号）とされている。

本件では、平成19年1月29日の来所時に、承継人は来所理由として、「とりあえず病院から相談に行くように言われて来た」と言っており、この日の面談では、申請意思を認め得るような明白な意思表示はなかった。これに対して面接相談員は、他法他施策の活用について国民健康保険加入や高額療養費支給制度の説明をしており、承継人は「分かりました」と退所した。同日に生活保護開始申請があったとは判断できず、「よく考えてみたが、やはり申請したい」という表明があった1月30日に申請意思が表明されたと判断する。

以上のことから、処分庁は、平成19年1月30日付け保護開始決定処分を行ったものである。

- 2 平成19年1月29日に承継人から国民健康保険料滞納について訴えはあったが、具体的な滞納額の訴えはなく、また、分割納付の相談をしてみるようになど、国民健康保険加入が可能になるであろう方法、即ち他法他施策の活用可能な方法について具体的に助言している。



第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

1 平成19年1月29日

- (1) 請求人は、承継人との2人世帯であり、3年前に[]の手術を行っていたが、[]が発覚したため、[]病院に入院したこと。
- (2) 承継人は、処分庁を訪れたこと。

承継人は、請求人は66歳で本同日[]病院に入院したが国民健康保険未加入であること、同保険料を滞納していること、前月まで日雇労働で月額[]円程度の収入があったが同月は不就労であること、老齢厚生年金収入が月額約[]円であること、請求人の子は消息不明であること及び承継人は63歳で不就労無収入であること等述べ、請求人の入院に伴う医療費等の負担ができない旨述べたこと。

これに対し処分庁は、国民健康保険加入を勧め、同保険料滞納については分割納付の相談をするよう、その後、具体的な医療費の請求に対し、高額療養費支給制度の活用をするよう助言したこと。また、具体的な入院費の請求は発生しておらず、請求があつてから支払方法等について[]病院に相談するよう助言し、また相談があれば来庁するよう伝えたこと。

2 同年1月30日

承継人は開庁時刻に処分庁を訪れ、「医療費の負担ができない。申請します。」と述べたこと。これに対し処分庁は、保護申請書一式を手交し、記入方法を説明したこと。

3 同年2月2日

承継人は処分庁を訪れ、保護申請書一式を提出し、処分庁はこれを受領したこと。

4 同年3月6日

処分庁は、平成19年2月2日付け保護開始とする本件処分甲を行なったこと。

5 同年4月3日

請求人は当庁に対し、審査請求甲を提起したこと。

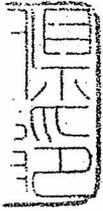
6 同年4月23日

処分庁は請求人に対し、本件処分甲を取消し、平成19年1月30日付け保護開始とする本件処分乙を通知したこと。

7 同年5月7日

請求人は当庁に対し、審査請求乙を提起したこと。

第4 審査庁の判断



1 審査請求甲は、前記認定事実6のとおり、本件処分甲が既に取り消されており、処分そのものが存在しませんので不適法であります。
よって、以下審査請求乙について判断します。

2 保護開始申請について

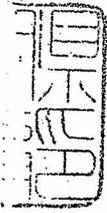
(1) 法は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」(第7条)と規定していますが、保護の開始申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法により行わなければならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解されています。一方、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)は、「保護の開始又は保護の変更の申請は、(中略)書面を提出して行わなければならない。」(第2条第1項)と規定しているものの、当該規定も書面による申請を保護の要件としているものではないと解されています。これらのことから、保護の開始申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による申請も認める余地があると判断されます。

ただし、口頭による申請については、保護の決定事務の処理関係や保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみではならず、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければならないと解されています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)において、保護の開始時期については、「急迫の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」(第8-3)とされています。

(2) 生活に困窮している者が保護の実施機関に保護開始申請の相談に来られた場合は、当該生活困窮者が生活保護制度の内容について知識を有しない場合が多く、まず実施機関において面接相談を行い、生活保護制度の内容を十分説明する必要があります。当該生活困窮者は、それを理解した上で、申請を行うか否か判断することになります。

保護の相談に係る対応については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、「保護の相談の段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続への助言指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も



厳に慎むべきものであることに留意する。」とされています(Iの1の(1))。

(3) 上記(1)及び(2)のことから、口頭による保護開始申請は、申請の意思を明確に表示することが求められますが、それが、保護の相談の中で行われる場合は、保護の実施機関の当該相談に係る対応が適切であることが前提になると思料されます。

3 前記審査請求の理由及び処分庁の弁明の理由から、本件の争点は、①平成19年1月29日の処分庁の対応が適切であったか否か、それを前提として、②同日に承継人から保護申請の意思が明確に表示されたか否か、であると思料されますので、以下検討します。

(1) 処分庁の対応について

前記認定事実1の(2)のとおり、平成19年1月29日、承継人は、請求人が同日入院したため医療費等の負担ができないとして処分庁を訪れ、請求人は国民健康保険未加入であること、同保険料を滞納していること、同月から不就業であることなど医療費の捻出が困難な状況を述べたのに対し、処分庁は、国民健康保険料滞納額の確認、同分割納付の可否の確認及び国民健康保険加入の可否の確認を行うことなく、国民健康保険加入を前提とした高額療養費支給制度の活用について助言していることが認められます。

また、処分庁は、請求人が同日入院し医療費が発生していることを認識していたにもかかわらず、具体的な入院費の請求は発生しておらず、請求があったから支払方法等について[redacted]病院に相談するよう助言しています。

処分庁によるこれらの助言は、保護の開始の決定は原則として申請のあった日以降で要保護状態にあると判定された日であるとされていることを当然に知悉しているにもかかわらず行われたもので、実質的に保護の申請行為を遅延させる助言といわざるを得ません。

承継人が医療費の支払いができないとして、保護の申請窓口相談に来た以上、処分庁は、適正な助言を行うことはもとより、生活保護制度の内容を十分説明の上、保護申請について、適切に教示すべきであったと思料されます。

よって、他法他施策の活用が可能な方法を具体的に助言した旨の処分庁の主張は採用できず、また、その対応は、不適切であると判断せざるを得ません。

(2) 保護申請の意思の表示について

処分庁は、平成19年1月29日において、承継人から申請意思を認め得るような明白な意思表示はなかった旨主張しており、申請行為の有無についての主張の食い違いから、承継人が明確な申請意思の表示を行ったと判断す



るまでの事実を認めることはできません。

しかしながら、上記(1)のとおり、処分庁の不適切な対応が認められること、また、認定事実2のとおり、承継人は29日来所後、間を置かず翌日の30日の開庁時刻に処分庁を訪れ、保護申請の意思表示をしたのに対し、処分庁は、前日の29日に行った助言について何ら確認もせず保護申請書一式を手交していることから、前日の29日に処分庁の適切な対応があれば、承継人は同日に申請の意思表示を行ったものと判断されます。

したがって、29日には承継人からは明白な申請意思の表示はなく、申請の意思が表示されたのは30日であるとする処分庁の主張は、採用することができません。

(3) 以上のとおり、平成19年1月29日における処分庁の不適切な対応のもとに行われた本件処分乙は、不当であるとの判断を免れ得ません。

第5 結論

以上のことから、審査請求甲については行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第1項の規定に基づき、審査請求乙については同条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成19年10月9日

福岡県知事 麻 生 渡

